

<自己資本の構成に関する開示事項>

平成30年5月9日  
株式会社 北國銀行

バーゼルⅢ 国際統一基準 単体 【平成30年3月末】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成30年3月末		平成29年12月末	
			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	192,785		194,583	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963		37,963	
2	うち、利益剰余金の額	161,415		161,755	
1c	うち、自己株式の額(△)	5,138		5,135	
26	うち、社外流出予定額(△)	1,455		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	61,909	-	57,842	14,460
	経過措置により普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額 (イ)	254,694		252,426	
<b>普通株式等Tier 1資本に係る調整項目 (2)</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,427	-	7,353	1,838
8	うち、のれんに係るものの額	57	-	46	11
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	9,370	-	7,306	1,826
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 2	-	△ 2	△ 0
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	-	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	252	63
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier 1資本不足額	-		11	
28	普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,425		7,615	
<b>普通株式等Tier 1資本</b>					
29	普通株式等Tier 1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	245,269		244,811	

その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
33+35		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
		経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
36		その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-
その他Tier1資本に係る調整項目				
37		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
39		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
40		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	11
		うち、無形固定資産(のれん)に係る経過措置により算入されるものの額	-	11
42		Tier2資本不足額	-	-
43		その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	11
その他Tier1資本				
44		その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	-	-
Tier1資本				
45		Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	245,269	244,811
Tier2資本に係る基礎項目 (4)				
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
47+49		適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
50		一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,532	12,479
50a		うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,532	12,479
50b		うち、適格引当金Tier2算入額	-	-
		経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	10,073
		評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	-	10,073
51		Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	11,532	22,552
Tier2資本に係る調整項目				
52		自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-
53		意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
54		少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	184
55		その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
		経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-
57		Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	184
Tier2資本				
58		Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	11,532	22,367
総自己資本				
59		総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	256,801	267,178

リスク・アセット (5)				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	-		1,826
	うち、調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	-		1,826
	うち、繰延税金資産に係るものの額	-		-
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	-		0
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,105,583		2,132,766
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率 (ハ) / (ヲ)	11.64%		11.47%
62	Tier1比率 (ト) / (ヲ)	11.64%		11.47%
63	総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	12.19%		12.52%
調整項目に係る参考事項 (6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	24,151		25,769
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		-
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)				
76	一般貸倒引当金の額	11,532		12,479
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	25,244		25,574
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附則別紙様式第1号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。